

補助金等の交付決定についての事前審査

○取組概要

進捗管理の監視対象である補助金等 19 事業のうち、予算執行計画(平成24年3月30日)決定以前に相手方を選定済の 5 事業を除く、別紙 1 の 14 事業について、以下の方法により事前審査を行う。

- ①有識者が参画する審査委員会等が審査を行う補助金等(5 事業)
当該審査委員会に、予算監視・効率化チームから審査を委任
- ②有識者が参画する審査委員会等が審査を行わない補助金等(9 事業)
予算監視・効率化チームにおいて直接審査を実施
- ②のうち、既に交付決定又は内定された 6 事業については、予算監視・効率化推進グループで審査した結果を報告し、事後承認とするもの。

1. 審査委員会等に審査を委任するもの(5 事業)

(1) 審査の状況

有識者が参画する審査委員会等が審査を実施する 5 事業について、当該審査委員会等に対し、予算執行の必要性、効率性、公平性及び透明性等の観点から踏まえ審査を実施するよう、別途、審査の委任手続きを実施済み。

審査委員会等による審査が終了した事業 . . . 2 事業
今後順次審査を実施する事業 . . . 3 事業

(2) 審査が終了した補助金等の審査結果概要(2 事業)

補助金等名称	科学技術人材育成費補助金
審査委員会等名称	テニユアトラック普及・定着事業委員会
構成員	大学教授 9 人
開催日	H24. 5. 15~28 (書面審査)、H24. 6. 16~17 (面接審査)
審査内容の概要	申請者の提案するテニユアトラック制の内容(①制度設計②教員の公募、選考、採用③自立的な研究環境の整備と育成方針④中間評価⑤テニユア審査)、補助事業期間終了後の継続性、実施機関の体制といった観点から書面審査、面接審査を実施し、制度の普及・定着に貢献すると認められる者を選定した。
交付の相手先	応募：27 大学 採択：26 国立大学法人、1 公立大学 計 27 大学

補助金等名称	地域産学官連携科学技術振興事業費補助金
審査委員会等名称	地域イノベーション戦略支援プログラム審査委員会
構成員	大学教授 3 人、産業界 5 名、財団法人等関係者 8 名 計 16 名
開催日	H24. 4. 17~18 第 1 回審査委員会(書面審査)、H24. 4. 24 第 2 回審査委員会、H24. 5. 10, 14 第 3 回審査委員会(ヒアリング審査)、H24. 5. 25 第 4 回審査委員会(採択地域決定)
審査内容の概要	①地域イノベーション戦略の実現に向けてより効果的であるか②定量的な達成目標と達成時期が明確に設定されているか③計画はこれまでの課題等を踏まえた妥当なものであるか④事業推進体制は十分であるか等の観点から書面審査及びヒアリング審査を実施し、文部科学省による支援が大きく貢献すると認められる取組を委員会において選定した。
交付の相手先	応募：10 団体(一般会計)、5 団体(復興特会) 採択：10 団体(一般会計)、4 団体(復興特会)

2. 予算監視・効率化チームが直接審査を行うもの（9事業）

予算監視・効率化チームにおいては、審査対象補助金等の「交付決定の考え方」に、予算執行の必要性、効率性、公平性及び透明性等が確保されているかどうかについて、審査を行うものとする。

（1）審査の観点

予算執行の必要性、効率性、公平性及び透明性

（2）審査の内容

交付決定又は内定に当たり、①相手方の選定の考え方、②事業内容及び対象経費の審査方法、③補助金額の決定がどのように行われるか審査。

審査事項	審査対象補助金等の実施内容
<u>○相手方の選定の考え方</u> ・客観的な基準に基づき選定することとなっているか	(a) 法律により交付対象者が都道府県等と定められているもの 6事業 (b) 交付要綱により交付対象者が都道府県等と定められているもの 3事業
<u>○事業内容及び対象経費の審査方法</u> ・客観的な資料等により確認することとなっているか	(a) 申請者から提出された交付申請書等が、要綱等に定める補助対象事業及び補助対象経費であるかを審査するもの 9事業
<u>○補助金額の決定</u> ・客観的な基準により算定することとなっているか	(a) 補助対象経費に補助率を乗じて算定等するもの 6事業
・上記に該当しない場合、恣意的に算定することとなっていないか	(b) 妥当性が確認された申請額をもって補助金額等としているもの 3事業

（3）審査結果

審査対象である別紙2の9事業（うち、6事業は報告）は、交付決定等に当たり予算執行の必要性、効率性、公平性及び透明性等が確保されていると考えられるため、問題ないものとする。

交付決定の事前審査対象補助金等

計画作成対象事業経費名	補助金等名称	事前審査の方法	
		審査委員会に 委任するもの	チームで審査 するもの
学校・家庭・地域の連携協力推進事業	学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金		○ (今回報告)
公立学校施設整備事業	公立学校施設整備費負担金 学校施設環境改善交付金		○ (今回報告)
公立高校の授業料無償制及び高等学校等 就学支援金	公立高等学校授業料不徴収交付金		○ (今回報告)
幼稚園就園奨励費補助	幼稚園就園奨励費補助金		○ <u>(今回審査)</u>
特別支援教育就学奨励費負担金	特別支援教育就学奨励費負担金		○ <u>(今回審査)</u>
義務教育費国庫負担金	義務教育費国庫負担金		○ (今回報告)
博士課程教育リーディングプログラム	研究拠点形成費補助金	○ (第3四半期終了後報告)	
テニュアトラック普及・定着事業	科学技術人材育成費補助金	○ (今回報告)	
地域産学官連携科学技術振興事業（イノ ベーションシステム整備事業）	地域産学官連携科学技術振興事業補助金	○ (今回報告)	
世界トップレベル研究拠点プログラム （WPI）	国際研究拠点形成促進事業費補助金	○ (第3四半期終了後報告)	
電源立地地域対策交付金	電源立地地域対策交付金		○ (今回報告)
放射線監視等交付金	放射線監視等交付金		○ <u>(今回審査)</u>
東北マリンサイエンス拠点形成事業	海洋生態系研究開発拠点機能形成事業費 補助金	○ (第2四半期終了後報告)	
国宝重要文化財等保存整備費補助金	国宝重要文化財等保存整備費補助金		○ (今回報告)

事前審査対象補助金等の交付決定の考え方 (補助金等執行計画調書抜粋)

計画作成対象事業経費名	補助金等名称	①相手方の選定の考え方	②事業内容及び対象経費の審査方法	③補助金額の決定方法
学校・家庭・地域の連携協力推進事業	学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金	b 交付対象者は、事業を実施する都道府県又は指定都市と交付要綱で定められている。	a 要綱等に補助対象事業及び補助対象経費が明確に定められているため、申請者から提出される交付申請の内容が合致しているか否かについて審査を実施する。	a 各メニューの実施要領に定める補助対象経費のうち、1/3を補助金額とし、各メニューごとの補助金額を合計し、交付する。
公立学校施設整備事業	公立学校施設整備費負担金	a 「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」に基づく法律補助であり、交付対象者は法令で定められている。	a 要綱等に補助対象事業及び補助対象経費が明確に定められているため、申請者から提出される交付申請の内容が合致しているか否かについて審査を実施する。	a 「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」により定められた国の負担割合を事業に要する経費に乗じて算出された額の総和を地方公共団体ごとに交付する。
	学校施設環境改善交付金	a 「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」に基づく法律補助であり、交付対象者は法令で定められている。	a 要綱等に補助対象事業及び補助対象経費が明確に定められているため、申請者から提出される交付申請の内容が合致しているか否かについて審査を実施する。	a 「学校施設環境改善交付金交付要綱」により定められた算定方法により事業ごとに算出した配分基礎額に算定割合を乗じた額の総和と事業に要する経費の額に算定割合を乗じた額の総和とを比較して少ない方の額に事務費を加えた額を予算の範囲内で地方公共団体ごとに交付する。
公立高等学校の授業料無償制及び高等学校等就学支援金	公立高等学校授業料不徴収交付金	a 「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」に基づく法律補助であり、交付対象者は法律で定められている。	a 要綱等に補助対象事業及び補助対象経費が明確に定められているため、申請者から提出される交付申請の内容が合致しているか否かについて審査を実施する。	b 都道府県及び市町村からの交付申請書に対して、法令上の算定ルールに基づき交付金額を決定する。
幼稚園就園奨励費補助	幼稚園就園奨励費補助金	b 交付対象者は、就園奨励事業を行うすべての都道府県及び市町村と交付要綱で定められている。	a 要綱等に補助対象事業及び補助対象経費が明確に定められているため、申請者から提出される交付申請の内容が合致しているか否かについて審査を実施する。	a 事業計画書により事業の妥当性等が確認できた都道府県・市町村に対し、申請のあった補助対象経費に補助率を乗じ、予算の範囲内で補助金額を決定する。
特別支援教育就学奨励費負担金	特別支援教育就学奨励費負担金	a 「特別支援学校への就学奨励に関する法律」に基づく法律補助であり、交付対象者は法令で定められている。	a 要綱等に補助対象事業及び補助対象経費が明確に定められているため、申請者から提出される交付申請の内容が合致しているか否かについて審査を実施する。	a 特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づき定められた補助率を、申請のあった補助対象経費に乗じて算出する。
義務教育費国庫負担金	義務教育費国庫負担金	a 「義務教育費国庫負担法」に基づく法律補助であり、教職員給与費を負担している47都道府県を交付対象者としている。	a 要綱等に補助対象事業及び補助対象経費が明確に定められているため、申請者から提出される交付申請の内容が合致しているか否かについて審査を実施する。	a 都道府県から提出された交付申請書等に基づき、公立義務教育諸学校の教職員給与費について、原則としてその実支出額の3分の1を負担金額として決定するが、その額が政令で定める最高限度額を超える場合は、最高限度額を負担金額として決定する。
電源立地地域対策交付金	電源立地地域対策交付金	a 「発電用施設周辺地域整備法」に基づく法律補助であり、交付対象者は法令で定められている。	a 要綱等に補助対象事業及び補助対象経費が明確に定められているため、申請者から提出される交付申請の内容が合致しているか否かについて審査を実施する。	b 都道府県及び市町村から提出のあった交付申請書について、補助金適正化法及び交付規則に沿ったものとなっているか確認できたものについて申請額をもって決定する。(交付限度額は交付規則において規定)
放射線監視等交付金	放射線監視等交付金	b 交付対象者は、事業を実施する都道府県と交付規則で定められている。	a 要綱等に補助対象事業及び補助対象経費が明確に定められているため、申請者から提出される交付申請の内容が合致しているか否かについて審査を実施する。	b 都道府県から提出のあった交付申請書について、交付規則に沿ったものとなっているか確認できたものについて、申請額の範囲内において申請額をもって決定する。(交付限度額は交付規則において規定)
国宝重要文化財等保存整備費補助金	国宝重要文化財等保存整備費補助金	a 「文化財保護法」に基づく法律補助であり、交付対象者は法令で定められている。また、一部予算補助が含まれるが、いずれも交付要綱及び各事業の要項において定められている。	a 要綱等に補助対象事業及び補助対象経費が明確に定められているため、申請者から提出される交付申請の内容が合致しているか否かについて審査を実施する。	a 申請者から提出のあった交付申請書に記載された補助対象経費の妥当性を確認し、その補助対象経費に補助要項に定める補助率を乗じて、補助額を決定する。

※網掛けについては、既に交付決定又は内定された事業